明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務五七）　一
〔告　示〕
○通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値の特例を定める件（総務二〇七）　六
○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件（同二〇八）　九
○妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の測定方法を定める件の一部を改正する件（同二〇九）　三
○超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件（同二一〇）　四
○通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件（同二一一）　二四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
独立行政法人国立美術館寄託作品受託証書紛失に伴う証書の無効、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四一

省令

○総務省令第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十一日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改める。

第四十六条第一項第七号の⑴中「前号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び」を削り、同号の⑴中「及び⑵」の下に「並びに前号の⑵、⑶及び⑸」を加え、同号の⑵から⑸までを削り、同号の⑹㈠中「利用する周波数（以下「利用周波数」という。）」を「利用周波数」に改め、同⑹を同号の⑵とし、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

⑴　第一号の⑴及び⑵に掲げる事項

⑵　外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）

⑶　発振の方式

⑷　振動子の種類及び型名

⑸　高周波出力の定格値及び測定値

⑹　次に掲げる事項の設計値及び測定値

㈠　利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅

㈡　電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度

第四十六条の二第一項第六号中「超音波ウエルダー」を「超音波ウェルダー」に改め、⑶を削り、⑷を⑹とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数（以下「ISM用周波数」という。）に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。